２０２３年　７月　１０日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役　尾　原　慶　則　　殿

ＪＭＩＴＵ愛知地方本部
執行委員長　　北　村　　淳
（押印略）

ＪＭＩＴＵ愛知支部
執行委員長　　平　田　英　友
（押印略）

同　オハラ樹脂工業分会
分　会　長　　朝　倉　健　次

夏季一時金要求書

当労組は夏季一時金について、下記の通り要求致します。つきましては、繰り返し申し上げているように、従業員の家計に想いを寄せられ、使用者としての責任と自覚を深められ、積極的なご回答を頂きたく、下記の通り要求致します。

１　当労組、本年夏季一時金に関し、以下の通り要求致します。

（１）本年夏季一時金は、基本給の３ヶ月分を、一律に支給されるよう求めます。

（２）①２０２２年年末一時金、②２０２２年夏季一時金、③２０２１年年末一時金、④２０２１年夏季一時金、⑤２０２０年年末一時金、⑥２０２０年夏季一時金ついて、未だ解決に至っておりません。誠実且つ積極的なご回答を求めます。

（３）年俸制従業員は、年俸に一定額の一時金相当額が組み込まれていますが、妥結の際には月給制社員との調整が必要と思われます。尚貴社は、年俸制社員の一定額すら月給制社員に支払わないまま今日に至っており、この矛盾も放置しておられます。合理的理由のない格差は是正されなければなりません。速やかな清算を求めます。

2　２０２２年年末一時金要求について、同年１２月２７日に団体交渉が開催され、冒頭尾原社長より前回同様に経営状況についてご説明は頂いたものの、当労組要求の「一律３ケ月分」に対し「ゼロ回答」を繰り返すばかりで、その内容は「誠実に充分協議を尽くした」とは到底言い難いものでありました。

また、当労組が「賃上げやボーナスが出るようにするために、従業員や組合はどうすれば良いのか」と尋ねてもお答えになられませんでした。そして何も解決していないにも関わらず、「予定時間」前に一方的に退席したことは、「不誠実団交」の典型と言わなければなりません。

つまるところ、昨年末の団交も当労組の、愛知県労働委員会に求めた不誠実団交の申立を逃れるためのアリバイ作りで、団交拒否を糊塗しようとの意図が、あまりにも透けて見える対応であったという外ありません。

3　当労組と致しましては、上記１～２についてのご回答を本年７月１８日（火）１７時３０分までに当労組分会宛為されるとともに、本年夏季一時金についての団体交渉開催を以下の通り要求致します。

（１）開催希望日
第一希望日：２０２３年７月２５日（火）
第二希望日：２０２３年７月２６日（水）
第三希望日：２０２３年７月２７日（木）
開催場所：オハラ樹脂工業 本社３階食堂
開始時間：１８時３０分より
参加人員：地本、支部合計３名及び分会役員
傍 聴 者：当労組分会組合事務所または貴社本社３階会議室で待機
（２）議題
①本年夏季一時金について
②その他懸案事項

4　繰り返しになりますが、開催条件の公平性を考慮し、当労組及び貴社の開催条件で交互に実施することを提案致します。尚、２０２０年９月８日及び同年９月２３日、同年１２月２１日、２０２２年９月２日、同年１２月２７日の団体交渉は貴社開催条件で実施されている為、次回の団体交渉については当労組提案の開催条件で実施することは、当然の理と考え再度提案と致します。

以　上